

議案第3号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に対する審査手続に係る建築関係手数料を追加するとともに、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)の表から(5)の表まで 略		(1)の表から(5)の表まで 略	
(6) 建築関係手数料		(6) 建築関係手数料	
アの表からカの表まで 略		アの表からカの表まで 略	
キ 建築基準法関係手数料（許可申請・認定申請）		キ 建築基準法関係手数料（許可申請・認定申請）	
手数料を徴収する事務		手数料の金額	
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請の項から予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請の項まで 略	略	略	略
仮設建築物の建築許可申請	建築基準法第85条第6項の規定に	略	建築基準法第85条第5項の規定に

による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	
建築基準法 第85条第7項 の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	略	建築基準法 第85条第6項 の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	略
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請の項から既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の	略	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請の項から既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の	略

全体計画 認定申請 の項まで 略			全体計画 認定申請 の項まで 略		
建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請	建築基準法 <u>第87条の3</u> <u>第6項</u> の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	略	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請	建築基準法 <u>第87条の3</u> <u>第5項</u> の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	略
建築基準法 <u>第87条の3</u> <u>第7項</u> の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	略		建築基準法 <u>第87条の3</u> <u>第6項</u> の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築基準法 <u>第87条の3</u> <u>第6項</u> の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	略

クの表からコの表まで 略
サ 長期優良住宅の普及の促進
に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額
長期優良住宅建築等計画の認定申請	略
長期優良住宅の普及の促進に関する法律による申請	1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ長期優良住宅建築等計画の認定申請の区分により算定した手数料の額を加算

クの表からコの表まで 略
サ 長期優良住宅の普及の促進
に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額
長期優良住宅建築等計画の認定申請	略
長期優良住宅の普及の促進に関する法律による申請	1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ长期優良住宅建築等計画の認定申請の区分により算定した手数料の額を加算

		した額			した額
長 期	長期優良住宅	1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じて、次に掲げる額とする。			
優 良	の普及の促進	維持第5条第6項	ける額とする。		
住 宅	に関する法律	保全又は第7項の(共同住宅等に			
計 画	規定による長	計画規定による長おいて一部の戸			
の 認	期優良住宅維持保全計画する場合において、	申請数について申請			
定 申	(基準適合計画を除く。)	ても、住棟の総戸数に応じた次の			
請	の認定の申請	額を適用する。)			
	に対する審査	一戸建ての住宅	62,000円		
		住棟の総戸数が5戸以内のもの	152,000円		
		住棟の総戸数が5戸を超え10戸以内のもの	244,000円		
		住棟の総戸数が10戸を超え25戸以内のもの	483,000円		
		住棟の総戸数	879,000円		

	戸数が25 戸を超えるもの	00円			
	住棟の総戸数が50戸以内のもの	1,531,000円			
	戸数が50戸を超えるもの	100戸以内のもの			
	住棟の総戸数が100戸以内のもの	2,835,000円			
	戸数が100戸を超えるもの	200戸以内のもの			
	住棟の総戸数が200戸以内のもの	4,060,000円			
	戸数が200戸を超えるもの	300戸以内のもの			
	住棟の総戸数が300戸を超えるもの	4,970,000円			
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長	1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じて、次に掲げる額とする。(共同住宅等に規定による長において一部の戸)				

期優良住宅維持保全計画に対する審査	数について申請する場合においても、住棟の総戸数に応じた次の認定の申請額を適用する。)			
	一戸建ての住宅	12,000円		
	住棟の総戸数が 5 戸以内のもの	23,000円		
	住棟の総戸数が 5 戸を超え 10 戸以内のもの	40,000円		
	住棟の総戸数が 10 戸を超え 25 戸以内のもの	62,000円		
	住棟の総戸数が 25 戸を超え 50 戸以内のもの	108,000円		
	住棟の総戸数が 50 戸を超え	176,000円		

		100戸以内 のもの			
		住棟の総 戸数が100 戸を超えるもの	295,00円		
		200戸以内のもの			
		住棟の総 戸数が200 戸を超えるもの	367,00円		
		300戸以内のもの			
		住棟の総 戸数が300 戸を超えるもの	403,00円		
長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 認定 申請 の及 長期 優良	略	略		略	略

住 宅 建 築 計 画 の 変 更 申 請 (認 請 併 て 申 請 す る 場 合) の 項 略	住 宅 建 築 計 画 の 変 更 申 請 (認 請 併 て 申 請 す る 場 合) の 項 略
譲受人を決して場合における認定を受けた長期間優良住宅の普及に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決して場合における認定を受けた长期優良住宅の普及に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による长期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

住 宅 建 築 等 計 画 の 変 更 認 定 申 請		住 宅 建 築 等 計 画 の 変 更 認 定 申 請	
長 期 優 良 住 宅 に 關 す る 法 律 維 持 保 全 規 定 によ る 計 画 の 変 更 認 定 申 請	長期優良住宅 1 棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ長期優良住宅維持保全の規定による計画の認定申請	長期優良住宅の項に掲げる区分により算定した手数料の額の 2 分の 1 の額	
地 位 の 承 継 認 請 項 及 び 積 率 の 特 例 許 可 申 請	略	略	地位の承継認請の項及び積率の特例許可申請

項 略			項 略		
シの表からソの表まで 略 (7)の表から(10)の表まで 略			シの表からソの表まで 略 (7)の表から(10)の表まで 略		

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表(6)のキの表の改正規定は、公布の日から施行する。